

7 年度高齢者等紙おむつ等支給事業のご案内

1 対象者

練馬区介護保険の被保険者（練馬区から転出されている方でも住所地特例として練馬区の介護保険の被保険者となっている方を含む）で要介護1※以上（40歳～64歳で要介護認定を受けている方を含む）で常時紙おむつ等を必要とする方

※要介護1～3の方は、要介護認定の「排尿」または「排便」の項目において「全介助、一部介助」または「見守り等」に該当する方

ただし、つぎの方は対象になりません。

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) 介護保険料所得段階「第9段階」（本人の前年合計所得 320 万円以上）以上の方
- (3) 介護保険の施設サービス（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所している方
- (4) 他の制度で紙おむつの支給を受けている方

介護保険の認定状況がわかるもの、利用者本人の口座がわかるもの（おむつ代請求の場合のみ）をお持ちの上、総合福祉事務所 高齢者支援係へ申請してください。

※上記（3）の施設から在宅等になった場合は、施設を退所したことがわかる書類（退所証明書など）が必要となります。

2 転入者の所得確認

令和6年1月2日以降、練馬区に転入された方は前住地での課税（非課税）証明が必要です。

また、令和7年1月2日以降に転入された方は、申請時にご提出いただいた令和6年度のものは別に、7年度の課税（非課税）証明も6月下旬頃にお取り寄せいただき提出をお願いします。

なお、第1号保険者の方で練馬区に転入してから1か月以上経っている方は、課税（非課税）証明が省略できる場合がございます。証明書が必要かどうかは事前に裏面の申込み先にご確認ください。

※ご本人がマイナンバーを利用した所得調査をご希望の場合には、上記の課税（非課税）証明の提出を省略出来ます。

3 受給資格

区は、申請された方の審査を行い上記の条件に当てはまる方を受給資格者として認定します。受給資格は申請を行った月からとなります。また、認定者となった方には登録通知を送付いたします。

4 利用方法

- (1) 在宅の方と有料老人ホーム、入院先に紙おむつを持ち込める方には、紙おむつを配達します。
- (2) 有料老人ホームと入院先で指定のおむつがあり、区で支給する紙おむつが持ち込めない場合のみ、おむつ代の請求をすることができます。

※ 同じ月に(1)配達と(2)請求を重複して利用することはできません。

紙おむつ利用方法とその対象者		手順（詳細は裏面参照）
(1) 配達	【区の紙おむつが使える方】	練馬薬業協同組合に連絡
	・在宅で紙おむつを利用する ・入院先に紙おむつ等を持ち込み可能	↓ 紙 お む つ が 届 く
(2) 請求	【区の紙おむつが使えない方】	総合福祉事務所でおむつ代請求
	・入院先に紙おむつ等を持ち込み不可能	↓ おむつ代が振り込まれる

[注意事項]

※ 介護保険法の適用を受ける施設に入所している期間は、紙おむつの支給およびおむつ代の請求はできません。特別養護老人ホーム等に入所した場合は、資格が消滅します。

※ 要介護1～5でなくなった場合、年度途中で介護保険料所得段階「第9段階」以上になった場合や生活保護受給になった場合も資格が消滅します。

裏面へ

